

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	港湾海岸課	検索番号	1 - 3
法令名	公有水面埋立法	根拠条項	第16条第1項		
許認可等	埋立権の譲渡の許可				
1 根拠規定					
公有水面埋立法					
第16条(埋立権の譲渡)					
1 埋立ノ免許ヲ受ケタル者ハ都道府県知事ノ許可ヲ受クルニ非サレハ埋立ヲ為ス権利ヲ他人ニ譲渡スルコトヲ得ス					
2 審査基準					
・ 公有水面の埋立の適正化について(昭和40年9月1日付け港管第2021号、建河発第341号運輸省港湾局長、建設省河川局長通達)					
2 埋立ての免許に当たっては、当該埋立ての目的、出願者の資力及び信用、事業計画及び資金計画の内容、工事実施の方法等を厳重に審査し、当該埋立てを的確に遂行する意思と能力を有すると認められる場合のみ免許するものとする。					
3 埋立権の譲渡の許可は、みだりにこれを行わないものとし、当該許可をする場合においては、2により措置するものとする。					